

令和7年2月14日(金)

令和6年度第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会

資料5 令和7年2月14日

第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会

重層的支援体制整備事業後方支援事業

都内実施地区向けアンケート調査結果等に見る 重層的支援体制整備事業の成果と課題



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

地域福祉部 森 純 一

重層的支援体制整備事業後方支援事業（令和6年度 東京都から東社協が受託）

令和5年度までの 東社協地域福祉部の取組み

- (1)新規実施地区の社協へのヒアリング
(12地区)
- (2)ヒアリング内容をプロジェクトで分析
- (3)社協NEWS、ふくし実践ポータルサイトでの発信
- (4)重層的支援体制整備事業実施地区の
区市町村社協による情報交換会(年2回)
- (5)『令和5年度 重層的支援体制整備事業 都内実施地区における社協の取組み概要』の作成
- (6)『重層的支援体制整備事業実践事例集』の発行

令和6年度 東京都からの受託による重層的支援体制整備事業後方支援事業

(1)体制構築に係る手法の分析と展開

- ①自治体、社協へのアンケート調査の実施(62自治体・社協)
*令和6年6月14日～7月17日:実施状況等
*令和6年12月10日～1月31日:成果と課題等
- ②新規実施自治体ヒアリング(5自治体・社協)
*自治体ヒアリング、プロジェクトでのポイントの分析
- ③未実施自治体への後方支援(5自治体・社協)
*支援ニーズをふまえた訪問
*自治体や社協が主催する学習会への協力 等

(2)事例発表(報告)会・・・対象:62自治体・社協

- ①都からの行政説明、実践報告、グループ情報交換(5月21日)
- ②東社協からの事業報告、実践報告、グループ情報交換(2月25日)

(3)先行自治体情報交換会・・・対象:23自治体・社協

複雑化・複合化した課題への対応事例の検討(7月26日)

(4)情報発信

- *後方支援ニュースの発行
- *ポータルサイトの開設
- *実践事例集の発行

『重層的支援体制整備事業後方支援事業』における令和6年度調査実施の概要

◆調査目的

東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業の一環として、毎年東京都が各区市町村に対して実施している「区市町村地域福祉計画の策定等に関する状況等調査」と合わせ、①包括的支援体制の構築に係る手法と展開、重層事業の検討状況等の把握を目的とした調査、②成果や課題及び課題解決に向けて取り組んだ事例の把握を目的とした調査を2回に分けて実施した。

①重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査

〔調査対象〕

（自治体）

- ・令和6年度に重層事業を実施している区市《23地区》
- ・令和6年度に重層事業移行準備事業を実施している区市《7地区》
- ・重層事業を実施していない区市町村《32地区》

（社会福祉協議会）

- ・令和6年度に重層事業を実施している区市社協《23地区》
- ・令和6年度に重層移行準備事業を実施している区市社協《7地区》

〔調査期間〕

令和6年6月14日～7月17日（34日間）

〔調査方法〕

電子メールでの調査票の送付・回収にて実施

〔回答結果〕

自治体（62／62地区）、社協（30／30地区） 回収率：100%

②重層的支援体制整備事業の成果と課題調査

〔調査対象〕

（自治体）

- ・令和6年度までに重層事業を実施している区市《23地区》
- （社会福祉協議会）
- ・令和6年度までに重層事業を実施している区市社協
《23地区》

〔調査期間〕

- ・成果、課題：令和6年12月10日～1月14日（36日間）
- ・事例：令和6年12月10日～1月31日（53日間）

〔調査方法〕

電子メールでの調査票の送付・回収にて実施

〔回答結果〕

自治体・社協（23／23地区）回収率：100%

重層的支援体制整備事業 都内実施自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**2**自治体。

世田谷区、八王子市

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**7**自治体。

墨田区、世田谷区、中野区、八王子市、立川市、狛江市、西東京市 ※ ☐ は令和4年度からの実施

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**12**自治体。

墨田区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、八王子市、立川市、調布市、国分寺市、狛江市、西東京市

※ ☐ は令和5年度からの実施

令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施地区

東京都内は、**16**自治体

中央区、文京区、品川区、目黒区、杉並区、練馬区、葛飾区、江戸川区、三鷹市、青梅市、町田市、小金井市、小平市、国立市、福生市、多摩市

※ ☐ は令和5年度からの実施、下線は令和3年度からの実施地区(3年目)

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**23**自治体。

中央区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、小平市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市

※ ☐ は令和6年度からの実施

令和6年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施地区

東京都内は、**7**自治体

文京区、品川区、練馬区、足立区、町田市、福生市、羽村市

※ ☐ は令和6年度からの実施、下線は令和4年度からの実施地区(3年目)

『総合相談窓口を設置しない』が4割

- * 既存の相談支援機関同士の連携強化と、地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる相談支援、総合相談窓口などの組み合わせにより、包括的相談支援の体制が作られている(下図①～⑥)。
- * 総合相談窓口は設置するものの週1回とし、地域へのアウトリーチと組み合わせている例もある。
- * 移行準備事業実施地区では、生活困窮者自立相談支援事業の窓口に総合相談機能を持たせる傾向がみられ、地域共生社会モデル事業(旧モデル事業)からの変化もうかがえる。

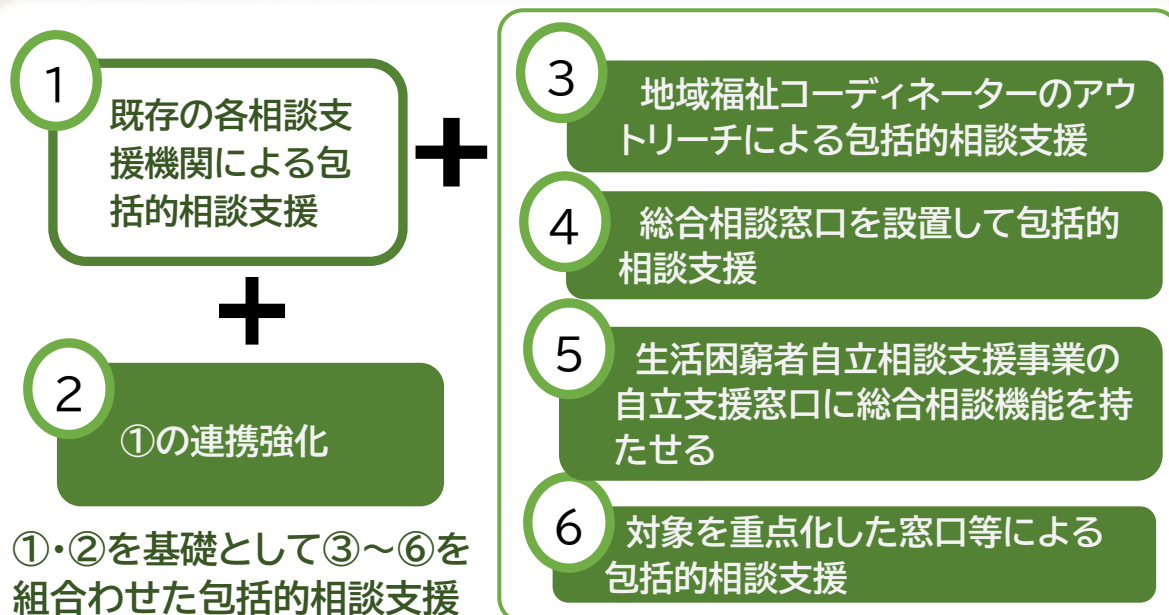
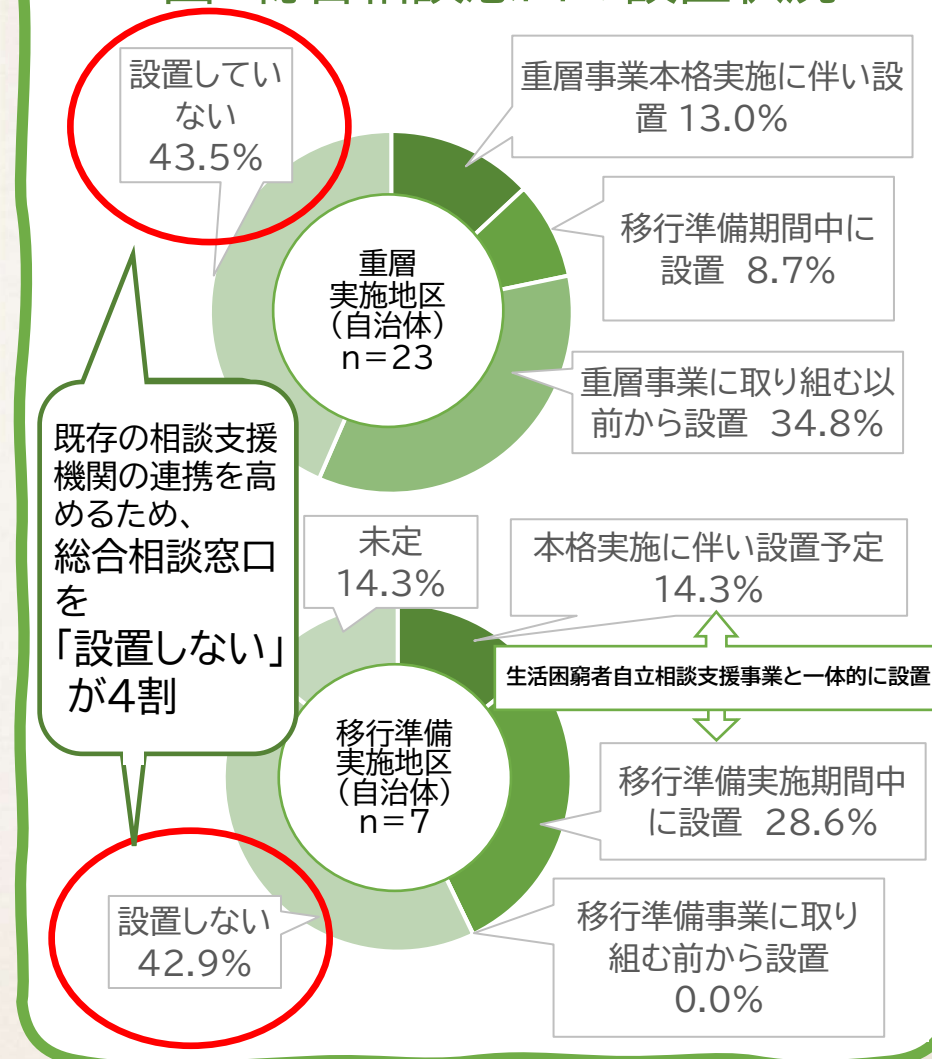


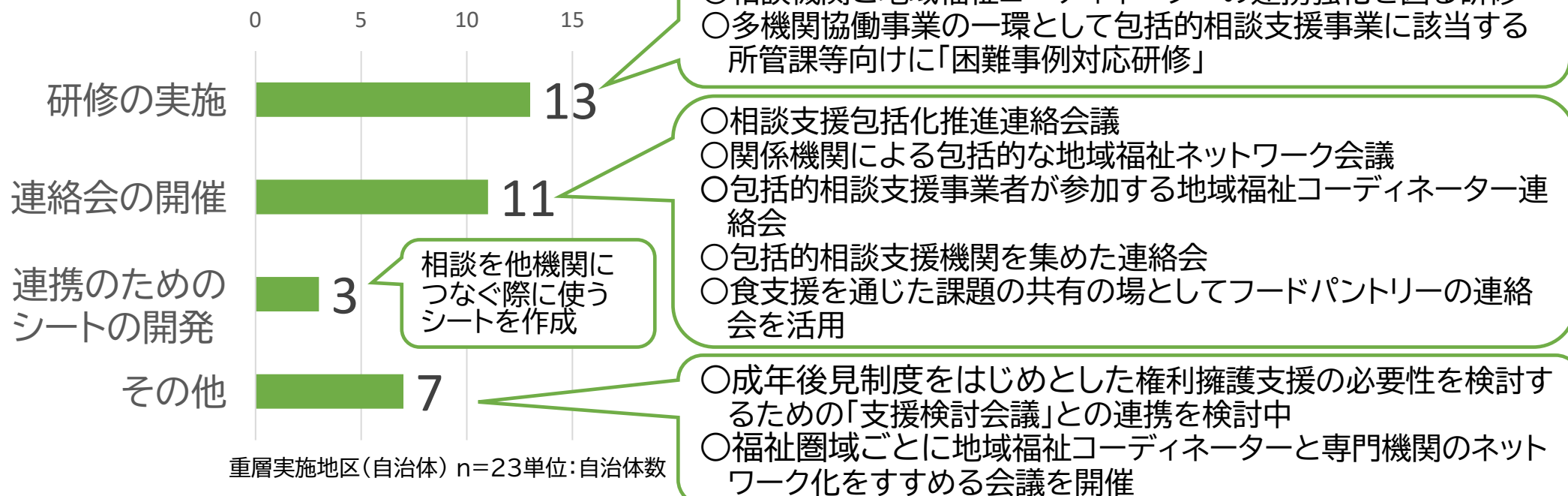
図 総合相談窓口の設置状況



「断らない相談」には、研修や連絡会を通じてお互いの機能を知ることが大事

- * 複合的課題に対応する「研修」を実施したり、相談支援機関による「連絡会」を開催してお互いの機能を理解することで相談対応力の強化に努めている。
- * 分野別に専門性の高い「相談機関」と「地域福祉コーディネーター」による相談が連携することで、互いの強みを活かすことができる。
- * 受け止めた相談を多機関協働につなぐため、共通のシートを開発する自治体もある。
- * 権利擁護支援の必要性を検討する「支援検討会議」等との連携も大切になっている。

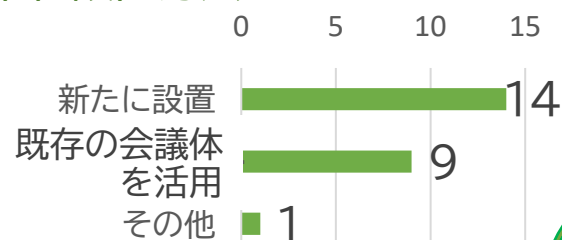
図 既存の相談支援機関の機能強化



令和5年度の実施地区全てで『支援会議』を開催し、ケースを検討

- * 社会福祉法による「支援会議」を新たに設置する自治体のほか、生活困窮者自立支援法による支援会議、包括化推進会議など既存の会議体を活用している自治体も多い。
- * 「支援会議」では、構成メンバーが多岐にわたり、複雑化・複合化したケースで関係機関との情報共有や支援方針、役割分担の検討が行われている。

図 設置方法



* 「新たに設置」+「既存の会議体を活用」が1市
 * 「既存の会議体」としているが、「社会福祉法に基づく設置」を検討中が1市。

ケースの主な特徴

- ・多世代世帯で複数の課題が複合化
- ・引きこもりや8050問題、ニート、不登校
- ・病気や障害が疑われるが医療に繋がっていない
- ・ゴミ屋敷や近隣トラブル
- ・ヤングケアラーやダブル介護
- ・意思判断が困難、権利擁護支援

複数の関係者が
ケースに関わっている

主な構成メンバー

- ・包括的相談支援事業担当窓口の職員
- ・相談支援包括化推進員
- ・課題に関連する福祉以外の分野の庁内担当者(住宅・教育・保健等)
- ・社会福祉協議会
- ・ケースに対応している地域の関係機関(民間事業所・警察・病院・学校等)
- ・民生児童委員等の地域の関係者

図 R5年度検討ケース数

R6年度からの実施地区は含めず

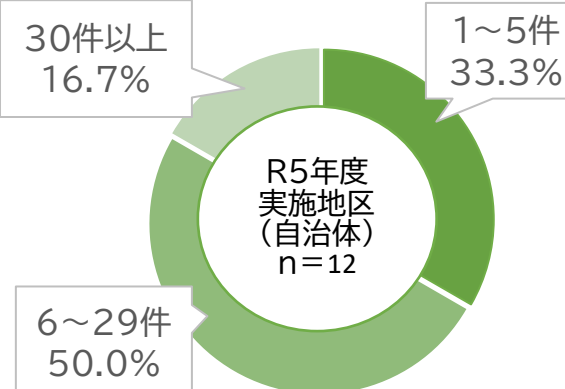
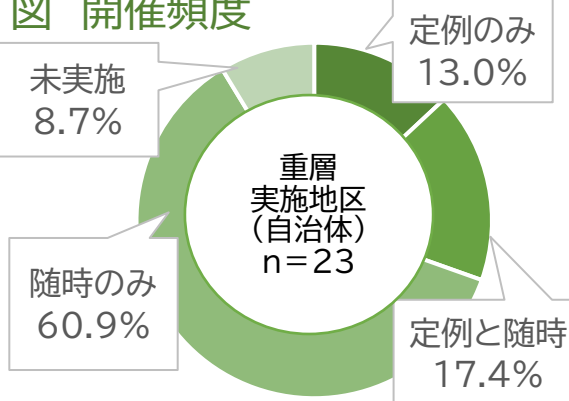


図 開催頻度



早期発見から関係づくり、つなぎ、継続まで 4つのアウトリーチがある

- * アウトリーチによる継続的支援事業の実施時期は本人同意を得た重層的支援会議の後に限らず、ケースの発見・把握の段階から幅広く取り組まれている。
- * 地域福祉コーディネーターの実践からは、支援の段階ごとに4つの視点でのアウトリーチがある。各地域ではこの4つを組み合わせながら「発見・把握」から「継続的な関わり」まで一連のアウトリーチが展開され、それらの積み重ねは「地域づくり」にもつながっていく。

図 アウトリーチの実施時期

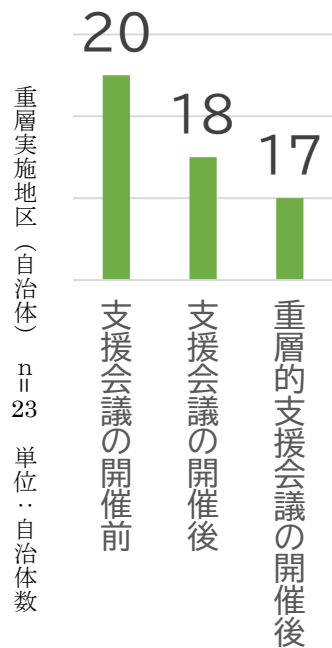
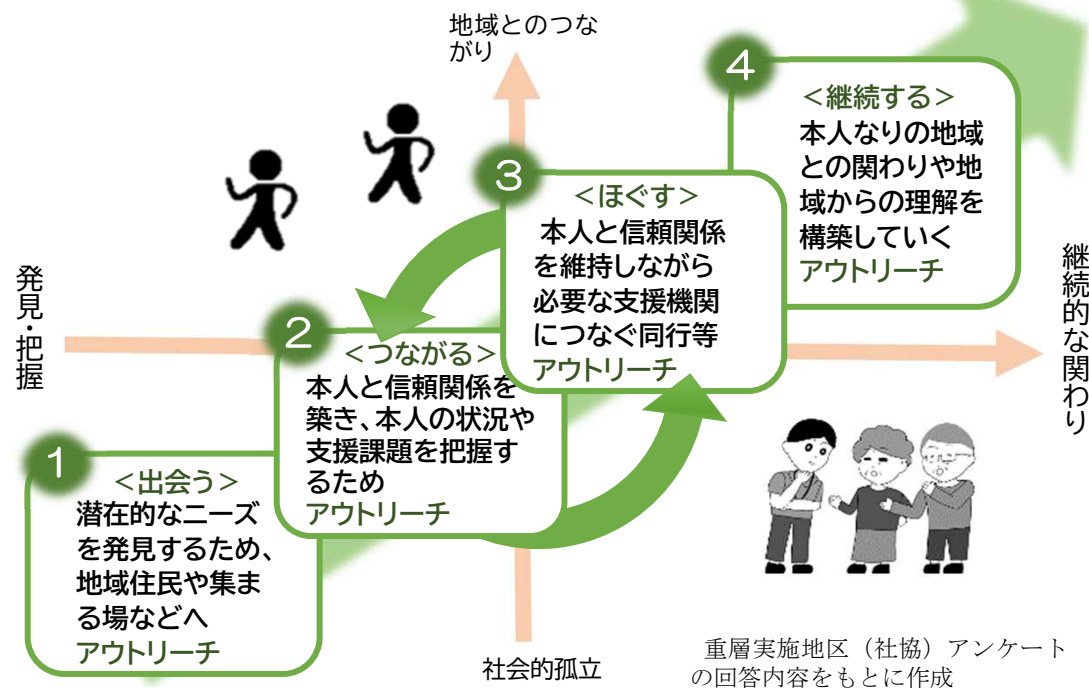


図 アウトリーチ等支援事業の具体的な展開プロセス



- 1 * 住民の集いの場で相談を受ける
* 潜在的なニーズを地域住民とのつながりから把握
- 2 * 支援拒否、困り感がない方に時間をかけて訪問
* 関係性をつくりながら、生活の実情を把握
- 3 * 連携が必要な機関へ本人と一緒に同行訪問
* 課題を解きほぐし、関係機関につなげる
- 4 * 伴走型支援を継続する
* 支援の充実を地域づくりに向けて実施

実施地区の半数以上で複数の地域福祉コーディネーターを各圏域に配置

- * 約7割の地区で、地域福祉コーディネーターを専任で配置している。
- * 20地区が地域福祉コーディネーターの担当圏域を設定するとともに、半数以上の地区で複数名を配置している。
- * 約6割の地区で、地区全体を統括する役割をもった地域福祉コーディネーターを配置している。
- * 地域福祉コーディネーターの配置場所は、約7割が「1か所(社協の事務所内)」に配置され、そこから全圏域にアウトリーチ」、約3割が「地域の拠点に常駐」している。

地域福祉コーディネーター配置方法の傾向

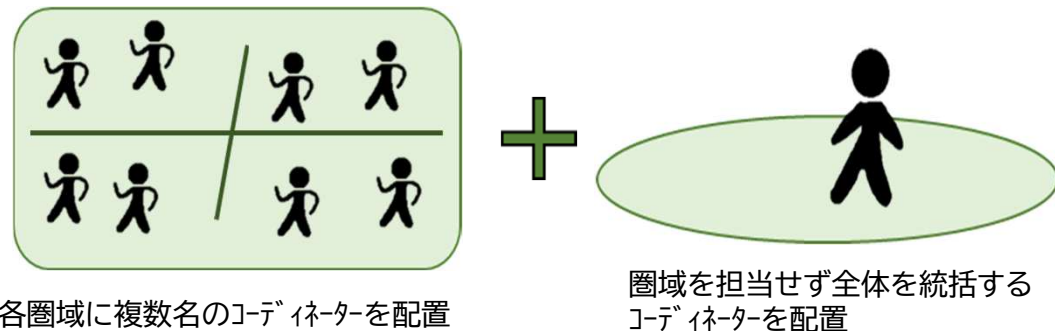


図 地域福祉コーディネーターの配置場所

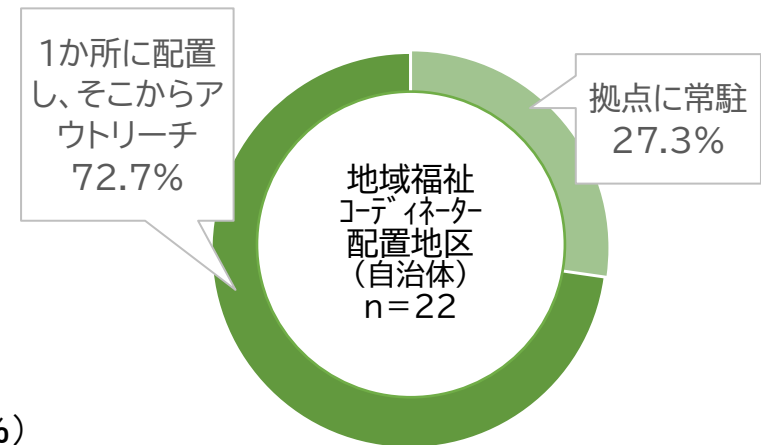
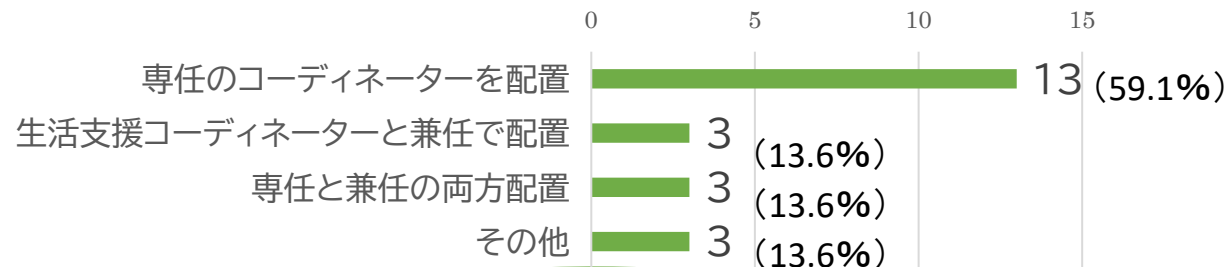


図 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの関係



コーディネーター配置地区 n=22 単位:自治体数

多世代・多機能型の活動拠点は、相談から居場所まで多岐にわたる機能

- * 地域福祉コーディネーターが立ち上げや運営に関わっている拠点や居場所が果たしている機能は、属性を超えた地域住民の交流や活動の拠点、相談の場など多岐にわたっている。また、住民同士の理解や地域の課題について学び合う場の機能も期待される。
- * 拠点の開催頻度は、常設以外に週1回や月2回などさまざま、複数の地域活動団体がその場をシェアする事例も少なくない。常設ではないことが「時間があるときに地域で活動したい」と希望する、就業する高齢者や若者にとっての生活スタイルにも合っている。

図 拠点や居場所が果たしている機能

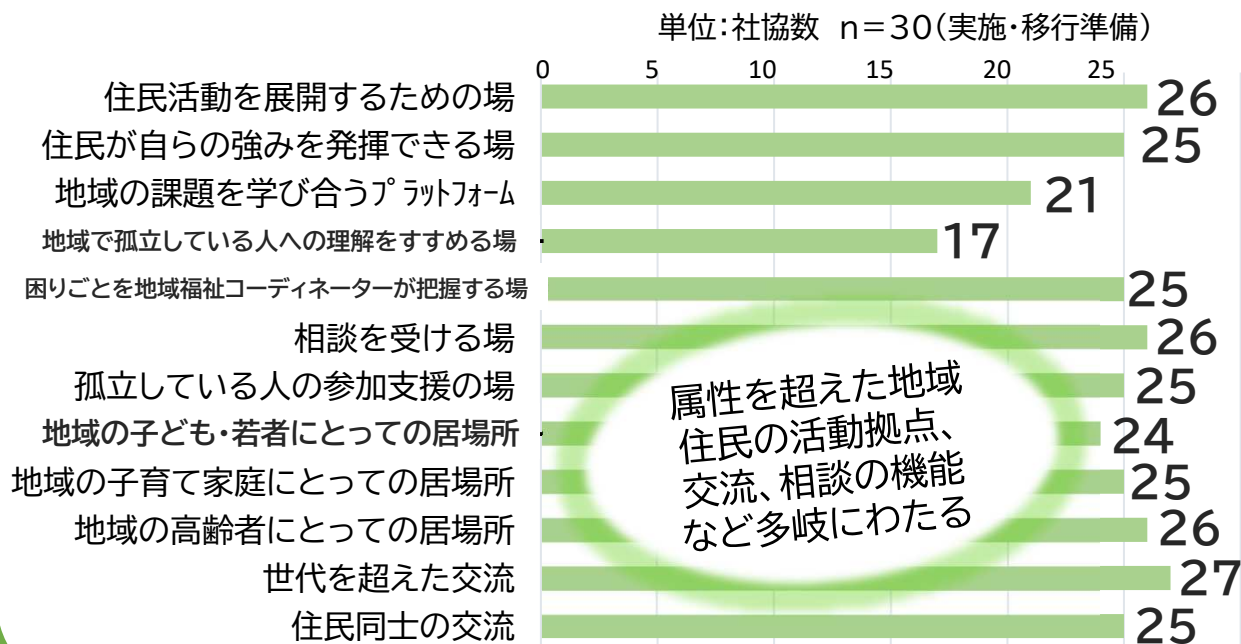
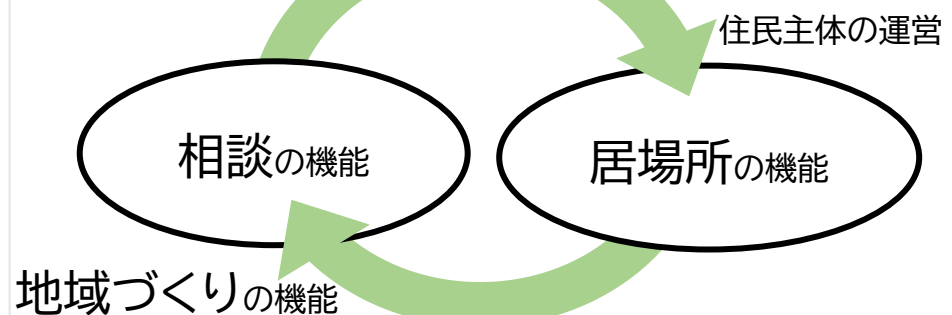


図 多世代・多機能型の活動拠点・居場所

相談から居場所へつなげることもあれば



居場所から相談へつなげることもある

拠点の開催頻度

- * 拠点を毎日開設 = 6社協
- * 定期的な開設 = 20社協
⇒ 週1回、週2回、週3回、月2回
など開設の頻度はさまざま

身近な圏域にある多世代・多機能型の工夫を凝らした拠点と居場所

＊実施地区では、住民にとっての身近な地域である各圏域に多世代・多機能型の活動拠点・居場所が整備されている。

＊地域福祉コーディネーターが立ち上げや住民主体の運営に関わりながら、多世代交流、孤立防止、介護予防、相談、生きがいづくりの「場」ができるとともに、単なる場所貸しではなく、インフォーマルな活動と専門職がつながる「場」としても、拠点や居場所が広がっている。

図 住民が拠点や居場所を運営している場合の地域福祉コーディネーターの関わり

単位:社協数 n=30(実施・移行準備)

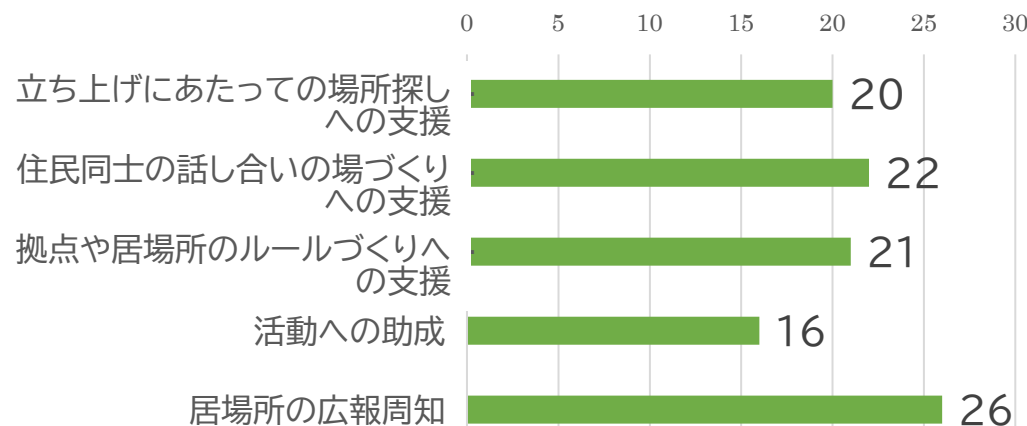


表 実施地区における活動拠点・居場所

中央区社協	築地交流スペース「ツキチカ!」、多世代交流スペース「はまるーむ」、「勝どきデイルーム」
墨田区社協	地域福祉プラットフォーム(ぷらっと)
大田区社協	だんだん子ども食堂、こぶしの家、CS西蒲田、いずみえんcaféほか
世田谷区社協	サロン等の地域支え合い活動団体、地域カフェなど独自の居場所等
渋谷区社協	渋谷区地域共生サポートセンター<結(ゆい)・しぐや>
杉並区社協	きずなサロン、まちナカ・コミュニティ西荻みなみ(住民主体の多機能型拠点)
豊島区民社協	区民ひろば(小学校区に1カ所)
江戸川区社協	なごみの家
八王子市社協	はちまるファーム
立川市社協	地域福祉アンテナショップ、サロンなど
三鷹市社協	コミュニティ・センター
青梅市社協	第1サロンひとりの手、グリーンサイドゆるっとお茶会、東6サロンいっぽ居っぽ、野上1丁目もくもく会、師岡3丁目ケセラセラ、西分サロンすみれいろ
調布市社協	月1回程度アウトリーチ先として活用
小平市社協	子ども食堂や誰でも食堂、高齢者の居場所としての高齢者交流活動支援事業、ひきこもり家族会
国分寺市社協	「坂の上のひとつ」「にわには」
国立市社協	多世代交流拠点では矢川プラスや生きづらさなどの当事者活動への運営協力
狛江市社協	「ふらっとなんぶ」「よしこさん家」「野川のえんがわこまち」「杉の子」
多摩市社協	スペース葉
稲城市社協	ふれあいセンター
西東京市社協	地域の縁側プロジェクト協力団体(28団体)、社協地域活動拠点等(7カ所)

庁内や関係機関には研修や会議の場で説明。研修では事例検討が有効

- * 事業の理解を深めるために、さまざまな会議等で説明したり、研修を実施するといった取り組みが中心となっている。
- * 制度を説明するだけでなく、事例検討やワークショップ等を通じて具体的な事例を扱うことは、共通理解を深めるために有効と考えられる。
- * 終結したケースのふり返りを関係機関で実施する取り組みもみられる。
- * 職員向け専用ホームページや「通信」を作成して情報発信に取り組もうとする事例もある。
- * 福祉以外の関係機関向けへの周知はこれからの課題となっている。

庁内に周知するための工夫(主な回答)

<研修の実施>

- 事例検討やグループワークを通じた研修
- 共通研修として重層研修を開催
- 新任職員研修の実施
- 全職員を対象とした市民対応研修を検討

<会議体の活用>

- 総合相談窓口の開設前に庁内説明会を実施
- 庁内の包括的な地域福祉ネットワーク会議
- 庁内連携会議で各課への周知を依頼
- ケース終結後のふり返りに支援会議を開催

<情報発信>

- 庁内のグループウェア機能で情報共有
- 職員向けの情報発信(専用HP、〇〇通信など)を企画

関係機関に周知するための工夫(主な回答)

<研修の実施>

- 相談支援包括化推進員が勉強会で講師
- 重層的支援体制推進会議にてワークショップを実施する際、福祉関係者、福祉以外の関係者へ参加を依頼

<会議体の活用>

- 保健師対象の連絡会を実施
- 民間企業との共創推進(孤独・孤立対策)
- 教育関係者、居住支援、就労支援関係者を重層的支援会議の構成員とする

<情報発信>

- パンフレット作成を企画
- 具体例を用いることで説明を工夫

市民向けには、相談窓口や地域共生社会の意義を伝えていく

- ▶ ＊市民向けには事業を説明するよりも、相談窓口そのものや地域福祉コーディネーターを中心に周知するなど、市民にわかりやすい説明の工夫に取り組んでいる。
- ＊窓口を親しみやすい愛称で知ってもらうなどの工夫に努めている。
- ＊民生委員や地域のインフォーマルな活動者にも知ってもらうことが大事であり、早期に支援へつながる予防の視点、参加支援や地域住民の理解から地域づくりを始めるという視点での広報を、いかにわかりやすく行うかが重要となっている。

市民に周知するための工夫(主な回答)

<広報誌等に掲載>

- 総合相談窓口開設にあたり広報
- 総合相談窓口開設のPR動画を作成

<シンポジウム等を開催>

- 地域包括ケアシンポジウムを活用
- 市民向け説明会を開催
- 地域共生フォーラムを開催

<愛称の募集>

- 総合相談窓口の愛称を公募

<周知内容の工夫>

- 地域福祉コーディネーターを周知
- 相談窓口の周知を優先
- 町会や民生児童委員に定期的に説明

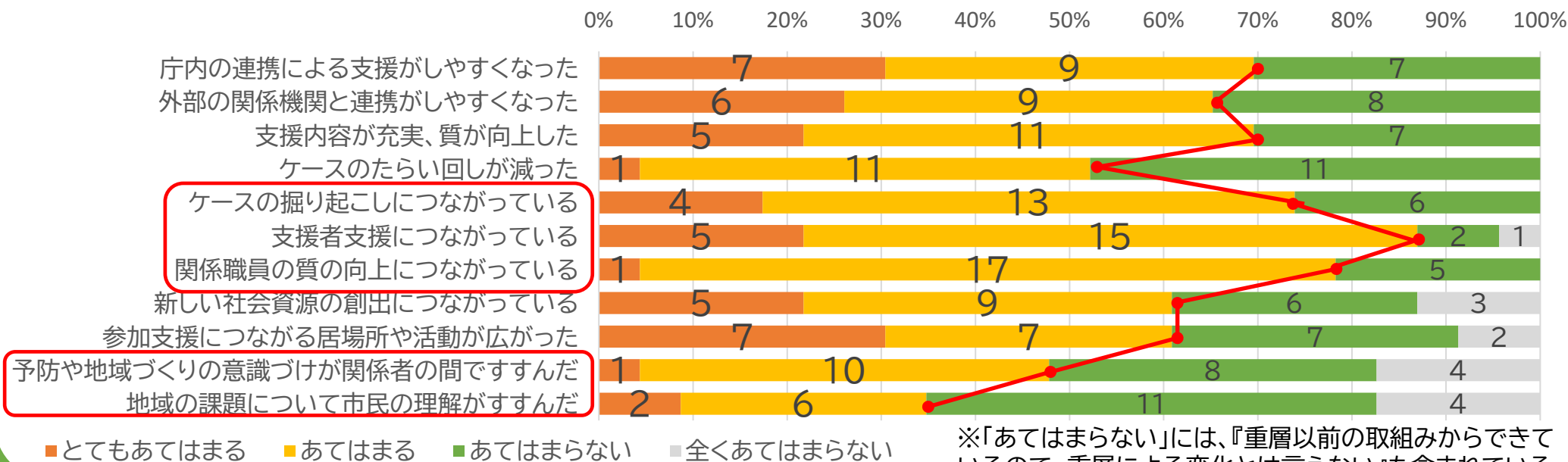


体制整備はすすんだが、「予防や地域づくり」「市民の理解」はまだ

- ▶ *実施自治体に尋ねた「重層事業を通じた変化」に挙げた11項目について「とてもあてはまる」「あてはまる」を足すと、「支援者支援につながっている」(86.9%)が9割近くで最も多く、「関係職員の質の向上」(78.2%)、「ケースの掘り起こしにつながっている」(73.9%)と続く。さらに、「支援内容が充実」(69.5%)、「庁内が連携しやすくなった」(69.5%)も7割近い。本人や家族の生活課題を連携して受けとめる体制づくりがすすんだことで、支援者が支援を行いやすい体制になったことがうかがえる。
- *一方、「参加支援につながる居場所や活動が広がった」(60.8%)まではある程度すすんだが、「予防や地域づくりの意識がすすんだ」(47.8%)、「地域の課題について市民の理解がすすんだ」(34.8%)という地域づくりの取組みがまだこれからとなっている。

図 重層的支援体制整備事業の実施を通じて感じる変化

実施自治体:23区市

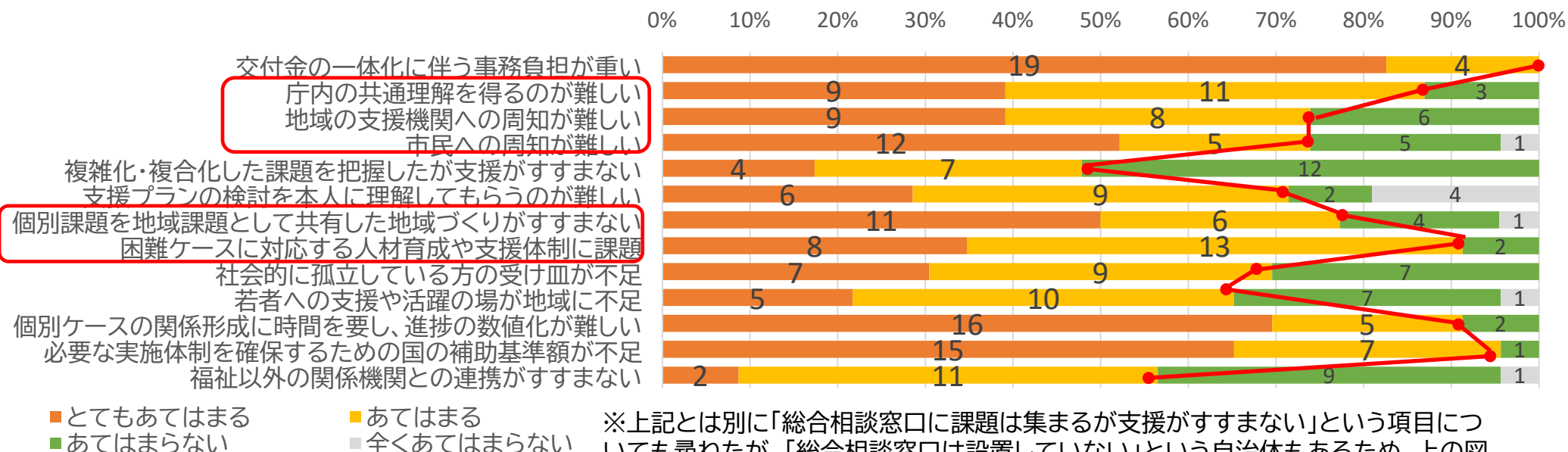


交付金関係以外では、制度の理解・周知、人材育成、地域づくりが課題

- *一定の成果は得つつも重層事業をさらにすすめていくうえで、項目に挙げたほぼ全てについて半数以上の自治体が今後の課題として捉えている。
- *「交付金の事務負担」(100.0%)、「国の補助基準額が不足」(95.7%)、「個別ケースの進捗の数値化が難しい」(91.3%)という交付金や事業実績報告に関することをほぼ全ての自治体が課題に挙げている。
- *交付金関係を除く課題として、「個別ケースに対応する人材育成や支援体制に課題」(91.3%)、「庁内の共通理解を得るのが難しい」(87.0%)、「個別の課題を地域課題として共有した地域づくりがすすまない」(77.3%)、「地域の支援機関への周知が難しい」「市民への周知が難しい」(いずれも73.9%)。
- *「社会的な孤立の受け皿の不足」(70.0%)、「若者支援が不足」(65.2%)など、把握した支援ニーズに十分に答えきれない状況にあり、資源開発の必要性がうかがえる。

図 重層的支援体制整備事業をすすめていくうえでの課題

実施自治体：23区市



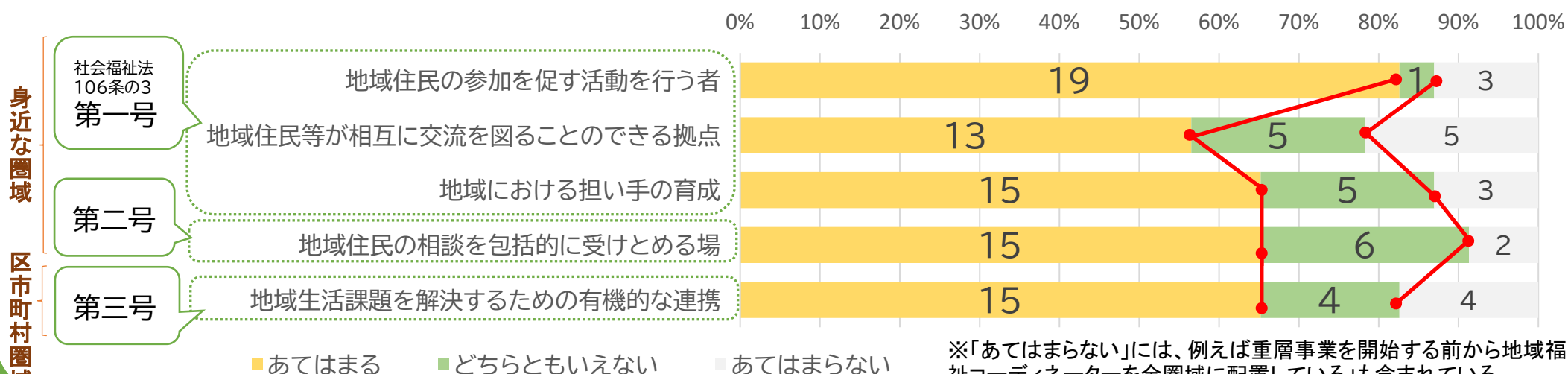
※上記とは別に「総合相談窓口」に課題は集まるが支援がすすまない」という項目についても尋ねたが、「総合相談窓口は設置していない」という自治体もあるため、上の図からは除外した。4自治体が「とてもあてはまる」、3自治体が「あてはまる」と回答。

地域福祉コーディネーターの圏域への配置やアウトリーチによる困りごとの把握等が包括的な支援体制づくりにつながっている

- ＊いずれの項目も実施自治体の半数以上に成果や進捗がみられ、重層事業を実施することが包括的な支援体制の整備に通じていることがうかがえる。
- ＊最も整備がすすんでいるのは、「地域住民の参加を促す活動を行う者」(82.6%)になる。重層事業の新たな機能の財源を活用し、身近な圏域ごとに「地域福祉コーディネーター(またはCSW)」が配置されるようになっている。 ※地域福祉コーディネーターは令和3年度に都内283人だったが、令和6年度には398人まで増えている。
- ＊「地域住民の相談を包括的に受けとめる場」(65.2%)では、具体的な回答内容に「総合相談窓口の開設」以外に出張相談や既存の相談機関との連携など、さまざまな受けとめの方法が挙げられている。
- ＊「地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点」(56.5%)は、他の項目に比べると数値が低く、自治体としての拠点整備の必要性が意識されている。

図 包括的支援体制の整備に向けた成果・進捗状況

実施自治体:23区市



包括的支援体制を構築する手段としての「重層的支援体制整備事業」

包括的な支援体制の整備（社会福祉法106条の3）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

「住民に身近な圏域で」

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

＜指針に掲げる施策内容＞

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 2 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 3 地域住民等に対する研修の実施

（取組み例）

- ・地域福祉コーディネーター等
- ・多世代・多機能型の拠点
- ・地域における担い手の育成

＜指針に掲げる施策内容＞

- 1 地域住民の相談を包括的に受けとめる場の整備
- 2 地域住民の相談を包括的に受けとめる場の周知
- 3 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- 4 地域住民の相談を包括的に受けとめる場のバックアップ体制の構築

（取組み例）

- ・アウトリーチを通じた困りごとの把握
- ・（分野や対象を限定しない）福祉何でも相談

＜指針に掲げる施策内容＞

- 1 地域生活課題を解決するために、有機的な連携
- 2 支援関係機関によるチーム支援
- 3 支援に関する協議及び検討の場
- 4 支援を必要とする者の早期把握
- 5 地域住民等との連携

（取組み例）

- ・多機関協働
- ・新たな地域活動の開発や地域住民の理解促進

「区市町村圏域で」

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

身近な圏域に地域福祉コーディネーター、多世代・多機能型拠点を整備

- ▶ *「地域住民の参加を促す活動を行う者」では、地域福祉コーディネーターを全圏域に配置することができ、身近な圏域に体制を整えることができたという回答や、さらにすすんで実際に地域住民の活動支援に取り組んでいることが挙げられている。
- *「地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点」では、地域福祉コーディネーターが地域住民に働きかけて地域住民による拠点的立ち上げができたり、あるいは自治体として拠点を整備するほか、だれでも食堂といった形で多世代が集う場づくりも見られる。
- *「地域の担い手の育成」は、養成講座を通じた地域住民による主体的な活動への支援が挙げられる。

図 地域住民の参加を促す活動を行う者

あてはまる(主な回答)

- *重層事業により地域福祉コーディネーターを増員し、全圏域に配置できた。
- *地域福祉コーディネーターの体制を強化したことで、地域住民の活動支援に取り組んでいる。
- *地域福祉コーディネーター以外にも地域住民の中に参加を促す活動を行う者が増えている。

あてはまらない(主な回答)

- *重層事業前から配置しており実施にあたって地域福祉コーディネーターは増員していない。
- *重層事業を開始して総合相談は始めているが、地域福祉コーディネーターはこれから配置する予定。

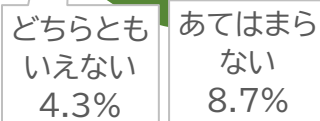
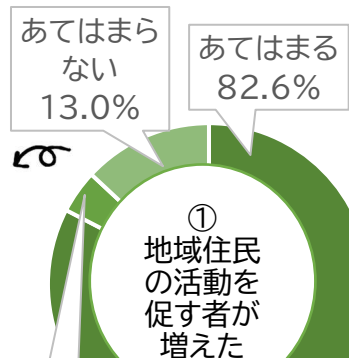
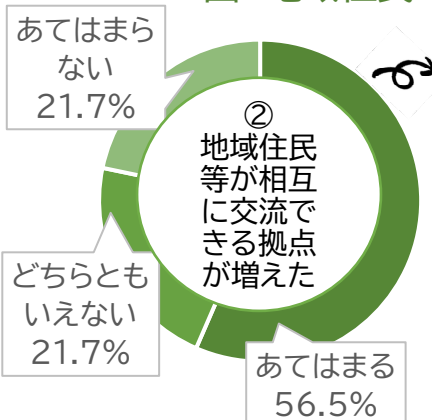


図 地域における担い手の育成

図 地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点



あてはまる(主な回答)

- *地域福祉コーディネーターが地域に働きかけ、地域住民による空き家を活用した拠点的立ち上げがすすんだ。
- *はちまるサポートを新規に増設した。
- *世代・属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域の居場所の整備に取り組んでいる。
- *だれでも食堂などの居場所が増えた。

あてはまらない(主な回答)

- *行政としては取り組めていない。
- *重層実施前から整備しており、実施による変化はない。
- *まずは既存の居場所の活用に取り組んでいる。
- *まだ取り組めていない。

あてはまる(主な回答)

- *「ささえあいサポーター養成講座」を開催している。
- *地域懇談会により担い手の発掘に努めている。
- *地域福祉ファシリテーター養成講座修了生などが地域活動に取り組んでいる。
- *地域福祉コーディネーターに協力してくれるほっとネット推進員を育成。

あてはまらない(主な回答)

- *育成以前に地域に担い手が不足している。
- *行政としては実施できていない。

総合相談だけでなく、地域に出向き相談を包括的に受けとめている 有機的な連携では、専門機関と地域住民の連携がこれから

- ＊「地域住民の相談を包括的に受けとめる場」では、総合相談窓口を設置するような取組みに限らず、地域福祉コーディネーターが地域の居場所に出向いたり、出張相談を実施するなど、身近な圏域で相談を包括的に受けとめる場づくりが積極的にすすめられている。また、既存の相談機関に対する研修等を通じて相談機関同士の連携を深めることで、受けとめを広げる取組みもみられる。
- ＊「地域生活課題を解決するための関係機関との有機的な連携」では、支援会議を通じた属性や分野を超えた機関同士の連携、教育分野をはじめとする福祉以外の分野との連携の広がりがみられる。一方、指針にも挙げられる「地域住民との連携」「早期発見」につながるような回答はまだみられず、フォーマルな機関とインフォーマルな活動との連携やプラットフォームづくりが今後の課題として考えられる。

図 地域住民の相談を包括的に受けとめる場

あてはまる(主な回答)
＊多世代交流拠点のコミュニティカフェや福祉相談会で受けとめている。 ＊区の実施する研修の事例検討を通じて既存の相談機関の受けとめが広がった。 ＊地域福祉コーディネーターが担当エリアで相談会を実施。 ＊地域福祉コーディネーターが地域の居場所にアウトリーチ。 ＊空き家を活用した拠点で出張相談を実施している。 ＊福祉なんでも相談窓口を設置した。
あてはまらない(主な回答)
＊直営の総合相談窓口は1か所なので、身近な圏域に整えているとは言えない。 ＊既存の相談窓口が長年取り組んできた対応を変えるのは難しい。

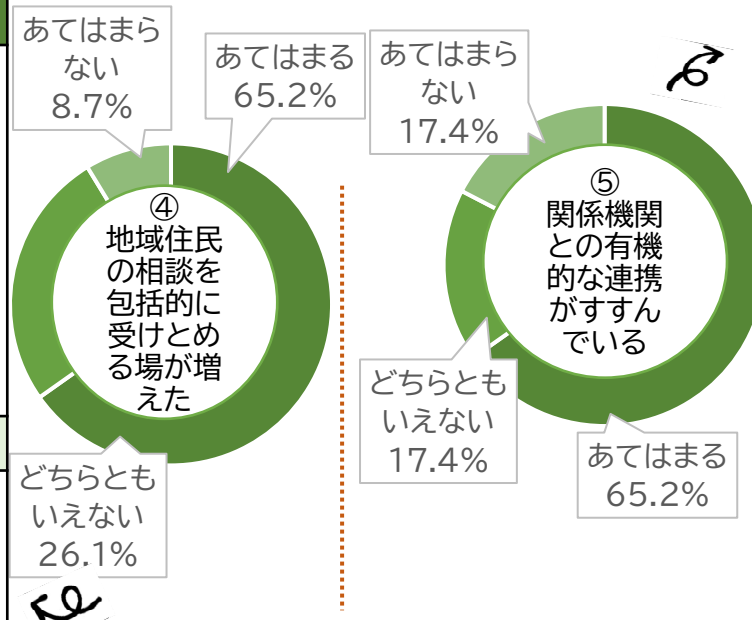


図 地域生活課題を解決するための関係機関との有機的な連携

あてはまる(主な回答)
＊福祉以外の女性相談、消費相談、教育相談の部署のつながりができた。 ＊支援会議を通じて情報共有が増えた。 ＊教育分野や医療分野などの分野との有機的な連携がすすんでいると感じる。 ＊解決が困難なことがあれば支援会議を開催しようという機運が高まった。 ＊エリアごとに情報交換の場を設定している。 ＊福祉相談係が主催する支援会議で多機関がケースを検討する場ができています。
あてはまらない(主な回答)
＊地域生活課題の解決に取り組むまでの有機的な連携には至っていない。 ＊現状では地域課題を取り上げるに至っていない。 ＊重層実施前から連携体制はできているので、実施による変化はない。

地域で実際に取り組まれている実践を4つの象限に落とし込んでみると

重層的支援体制整備事業における フォーマルとインフォーマルのそれぞれの強みを活かした実践の例

